商工中金の危機対応業務

~新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業組合の組合員の皆さまへ~

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業組合の組合員の皆様からのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

~中小企業向け制度~

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の 同期比5%以上減少している方

資金使途 設備資金 運転資金

適用利率 商工中金所定の利率

利子補給(※1) 下記に記載の通り。

貸出期間 設備:20年以内(据置5年以内) 運転:15年以内(据置5年以内)

貸出限度(※ 2) 元高: 2 0 億円以内 残高: 3 億円以内

- (※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。
- (※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

-特別貸付における利子補給は次の①及び②です。

なお、「特別利子補給制度」も別途ご活用いただけます。

(2)

①残高1億円まで、当初 3年間、0.9%を利子補給

当初3年

商工中金 所定利率 公庫の 基準利率

②残高3億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準利率を上回る場合にその差分を利子補給

特別利子補給制度(※)

70% _____ 73年 4年目以降

- (注) 利子補給制度、特別利子補給制度ともに、お借入期間中の金利はお客様にご負担頂き、 後日にまとめてお返しする方式です。
- (※)特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件(売上減少要件:中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方については、利子補給を受けることで、1億円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細に ついては、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

中堅企業向け制度~ 新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年 対象者 の同期比5%以上減少している方 運転資金 資金使途 設備資金 商工中金所定の利率 適用利率 設備:20年以内(据置5年以内) 貸出期間 運転:15年以内(据置5年以内) 定めなし(ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります) 貸出限度

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続

- 1 ご融資の相談の受付
- 事業の状況、ご資金の必要事情 などについてお話を伺います。
- 2 お申込
 - ・お申込みに必要な書類をご提出 いただきます。
 - ・ 必要な書類一覧は、当金庫HPを ご確認ください。

3 商工中金での審査

- ご提出頂いた資料、面談時の情報を もとに、商工中金で審査を行います。
- 必要に応じて、追加の資料をお願い する場合があります。

4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の 手続きを致します。新規のお客様は、組合 へ未所属の場合は加入手続き(下記、留意 事項参照)、預金口座の開設手続も必要です。
- ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金 を入金いたします。

○制度融資ご利用に当たっての留意事項

- ○商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の 対象としています(未加入の場合はお申込時にご相談ください)。
- ○ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。
- ○審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。 あらかじめご了承ください。
- ○法的整理の開始等、借入金の延滞等が生じたことのある事業者は、現況に かかわらず対象外となる場合があります。
 - 〇個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ https://www.shokochukin.co.jp

